

都市再生整備計画

あまがさきし 尼崎市コミュニティサイクル すいしんちく 推進地区

ひょうごけん 兵庫県 あまがさきし 尼崎市

令和3年4月

都市再生整備計画の整備方針等

計画区域の整備方針	方針に合致する主要な事業
【コミュニティサイクルの利用を促進することにより、南北移動の利便性向上や観光資源の有効活用を図る】 ・市域にあるサイクルポート数を増やし、更なる利便性の向上を図る。	【協定制度等】公園占用許可の特例を活用するサイクルポートの設置
その他	

交付対象事業等一覧表

交付対象事業費	0	交付限度額	0.0	国費率	0
---------	---	-------	-----	-----	---

(金額の単位は百万円)

事業	細項目	事業箇所名	事業主体	直/間	規模	(参考)事業期間		交付期間内事業期間		(参考)全体事業費	交付期間内事業費	うち官負担分	うち民負担分	交付対象事業費
						開始年度	終了年度	開始年度	終了年度					
道路														
公園														
河川														
下水道														
駐車場有効利用システム														
地域生活基盤施設 (広場)														
高質空間形成施設 (緑化施設等)														
高次都市施設														
既存建造物活用事業														
土地区画整理事業														
市街地再開発事業														
住宅街区整備事業														
地区再開発事業														
バリアフリー環境整備促進事業														
優良建築物等整備事業														
住宅市街地総合整備事業	拠点開発型													
	沿道等整備型													
	密集住宅市街地整備型													
	耐震改修促進型													
街なみ環境整備事業														
住宅地区改良事業等														
都心共同住宅供給事業														
公営住宅等整備														
都市再生住宅等整備														
防災街区整備事業														
合計										0	0	0	0	0

事業	細項目	事業箇所名	事業主体	直/間	規模	(参考)事業期間		交付期間内事業期間		(参考)全体事業費	交付期間内事業費	うち官負担分	うち民負担分	交付対象事業費
						開始年度	終了年度	開始年度	終了年度					
地域創造支援事業														0
事業活用調査		-			-									0
まちづくり活動推進事業		-			-									0
合計										0	0	0	0	0
													合計(A+B)	0

事業	事業箇所名	事業主体	所管省庁名	規模	(いずれかに○)				事業期間		全体事業費
					直轄	補助	地方単独	民間	開始年度	終了年度	
合計											0

※基幹事業及び提案事業を使わない場合には不要

協定制度等の取り組み

官民連携によるエリアマネジメント方針等

事業番号	事業	事業の目的/事業によって解決される課題	事業期間	事業主体(占有主体)	活用する制度					
					道路占用許可特例(都市再生特別措置法46条10項)	河川敷地占用許可(河川敷地占用許可準則22)	都市公園占用許可特例(都市再生特別措置法第46条12項)	都市利便増進協定(都市再生特別措置法46条15項)	都市再生整備歩行者経路協定(都市再生特別措置法46条14項)	低未利用土地利用促進協定(都市再生特別措置法第46条16項)
1	●コミュニティサイクル事業の実施運営 サイクルポート(自転車駐車器具)の用地確保、事業運営、違法駐輪対策等	南北移動の利便性向上や観光資源の有効活用に資するコミュニティサイクル事業を推進する。	R3～R5	・尼崎市(実施主体) ・市と協定等を結んだ事業者(運営主体)			○			
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										

制度の活用計画		
占用対象施設	占用の場所	都市公園の環境の維持及び向上を図るための措置
都市公園 占用許可 特例対象 施設 1 自転車駐車器具(サイクルポート)	尼崎市内の市が管理する都市公園において、公園管理者と協議し許可を得られた公園利用に支障をきたさない部分を対象とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・占用部分の清掃。 ・占用部分及び周辺におけるコミュニティサイクル及びコミュニティサイクルに起因すると客観的に思われる一般自転車の放置対策 ・公園利用者及びポート利用者からのコミュニティサイクルに関連する問い合わせやトラブルの対応 ・潜在的な公園利用希望者へのコミュニティサイクルの積極的な周知

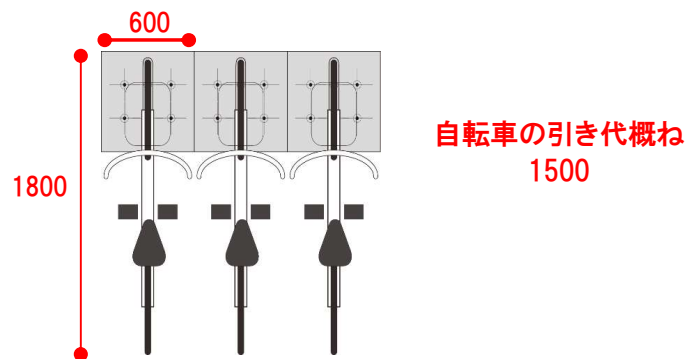
制度別詳細【都市公園占用許可の特例:自転車駐車器具】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

90度ラックのイメージ(実証実験時の写真)



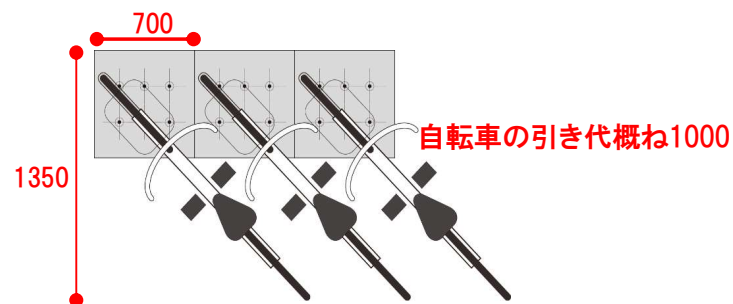
一方向に垂直に並べて駐輪(90度ラック)



45度ラックのイメージ(実証実験時の写真)



一方向に斜めに並べて駐輪(45度ラック)

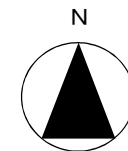


都市再生整備計画の区域


尼崎市コミュニティサイクル推進地区(兵庫県尼崎市)	面積	50.72 ha	区域	尼崎市全域
---------------------------	----	----------	----	-------



尼崎市内の市が管理する都市公園を
特例許可の対象とする。



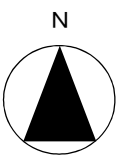
凡例

-  都市再生整備計画区

出典:地理院地図に区域線を追記して作成

尼崎市コミュニティサイクル推進地区(兵庫県尼崎市) 整備方針概要図

目標	大目標: 自転車利用に適した特性をまちの強みと位置づけ、自転車の持つメリットを最大限に活かすことのできる「自転車のまちづくり」を推進する。 小目標: 南北移動の利便性向上や観光資源の有効活用に資するコミュニティサイクル事業を推進する。	代表的な指標	コミュニティサイクル総利用回数	回	10,598	(R元年度)	→	30,000	(R5年度)
			サイクルポート数	箇所	24	(R元年度)	→	50	(R5年度)



凡例

都市再生整備計画区

出典: 地理院地図に区域線を追記して作成